

各 位

会 社 名 スパークス・グループ株式会社  
代表者の役職名 代表取締役社長 阿部 修平  
(コード 8739 JASDAQ スタンダード)  
問い合わせ先 経営管理部長 峰松 洋志  
電 話 番 号 0 3 - 6 7 1 1 - 9 1 0 0

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 25 年 6 月 17 日開催予定の第 24 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

以下、「現行定款」とは、本日開催の取締役会決議による株式の分割及び単元株制度の採用に伴う定款変更(効力未発生)を反映した定款をいいます。

- (1) 株主総会の開催時期を早めることを可能とするため、現行定款第 11 条(招集)の変更を行うものであります。
- (2) 当社は、平成 19 年 11 月 27 日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、本日開催の取締役会において、本年 10 月 1 日をもって 1 株を 100 株に分割するとともに 1 単元の株式の数を 100 株とする単元株制度を採用する旨並びに会社法第 184 条第 2 項及び第 191 条の規定に基づき、現行定款第 5 条(発行可能株式総数)の変更及び第 7 条(単元株式数)の新設を行う旨を決議いたしました。この単元株制度の採用に伴い、単元未満株式についての権利を明確にするため、定款変更案第 8 条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。なお当該定款変更案第 8 条の効力発生は、単元株制度の採用と同じ本年 10 月 1 日を予定しています。
- (3) 定款変更案第 8 条の新設の効力発生日を定めるため、附則第 1 条を変更するものであります。
- (4) その他、条文の新設に伴い必要となる条数の繰り下げを行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条～第 7 条 (条文省略)  (新 設)	第 1 条～第 7 条 (現行どおり)  <u>(単元未満株式についての権利)</u> 第 8 条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができな

<p>第 <u>8</u> 条～第 <u>10</u> 条（条文省略）</p> <p>（招集） 第 <u>11</u> 条 定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時招集する。 ②（条文省略）</p> <p>第 <u>12</u> 条～第 <u>36</u> 条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第 1 条 第 5 条の変更及び第 7 条の新設並びにこれに伴う条数の繰下げの効力発生日は、平成 25 年 10 月 1 日とする。 ②（条文省略）</p>	<p>い。 <u>(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u> <u>(2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</u> <u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>第 <u>9</u> 条～第 <u>11</u> 条（現行どおり）</p> <p>（招集） 第 <u>12</u> 条 定時株主総会は、<u>毎事業年度末日の翌日から 3 ヶ月以内</u>にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時招集する。 ②（現行どおり）</p> <p>第 <u>13</u> 条～第 <u>37</u> 条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第 1 条 第 5 条の変更、<u>第 7 条及び第 8 条の新設並びにこれに伴う条数の繰下げの効力発生日は、平成 25 年 10 月 1 日とする。</u> ②（現行どおり）</p>
--	--

（注）なお、株式の分割及び単元株制度の採用に伴う定款変更の内容については、本日付プレスリリース「株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ」をご参照下さい。

### 3. 日程

平成 25 年 6 月 17 日

第 24 回定時株主総会開催日

同日

現行定款第 11 条 変更の効力発生日

なお、「1. 変更の理由」のうち、(2)に係る変更については、平成 25 年 10 月 1 日を効力発生日とします。

以 上